

種の保存法の一部を改正する法律の概要 (平成25年6月12日公布)

■ 違法捕獲や違法取引に関する罰則の強化

● 規制対象種は希少性が高く、高額で取引される

- ・悪質な違法取引が後を絶たない
- ・再犯や組織的な違反も多い

→ 巨額の利益に比べて、
罰則の抑止力が不十分

- 【違法取引価格の例】
- ヘサキリクガメ2匹で700万円
 - 象牙47本で1700万円
 - スローロリス1頭で30万円 等
- ※1者が延べ60頭で約1500万の利益を得た事例有り



【改正内容】罰則を大幅に引き上げ

現行 (例) 違法な捕獲等、譲渡し等及び輸出入

1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

↓

罰則強化

改正後

- 5年以下の懲役又は500万円以下の罰金
- さらに法人の場合は1億円以下の罰金

■ 希少野生動植物種の広告に関する規制を強化

● 譲渡し等の前段階の行為として、販売又は頒布目的での「陳列」はすでに禁止されている(店頭など)

→ 実物を伴わないインターネットや紙媒体等での掲載は、特段の規定がなく対応が不十分



- 陳列規制の対象は、原則実物がある場合のみ
- 国際種は登録票(※)があるかの確認が困難

【改正内容】陳列禁止に加えて、広告(インターネット等での掲載等)も規制対象に。

- 販売又は頒布の目的での広告 → 原則として禁止(文字のみも含む)
- 登録を受けた個体等の場合 → 登録記号番号等の明記を義務付け

※登録票の交付を受けた国際希少野生動植物種は取引が可能

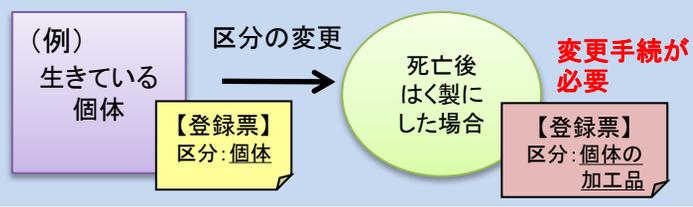
- 登録要件: 「本邦内において繁殖」、「ワシントン条約の規制適用以前に取得又は輸入」 等
- 陳列や譲渡し等は、登録票とともにしなければならない

■ 登録関係事務手続の改善

● 登録票の交付を受けた国際希少野生動植物種の個体等は譲渡し等が可能

- ・個体等の性状に変更が生じる場合がある(生体をはく製にした等)
- ・個体等と登録票との対応関係が不明確になるおそれ

→ 登録票の記載事項の変更を求める手続が未規定



登録票は個体等に備え付けて管理

(例) オオバタン ©JWRC

【登録票】 種名、登録記号番号などを記載

【改正内容】手続を新設

- 登録票の記載事項の変更手続
 - ・区分(個体、器官等)の変更 → 変更登録
 - ・主な特徴(大きさ等)の変更 → 書換交付
- 占有者の住所変更等も届出を義務付け

■ 認定保護増殖事業の特例を追加

● 保護増殖事業計画について環境大臣の認定を受けた民間の取組が増加(動物園等での飼育下繁殖等)

→ 認定者であっても個体等の譲渡し等について環境大臣の許可手続を要し、円滑な事業実施に支障



【改正内容】許可手続の緩和

- 国内希少動植物種の保護増殖事業の認定を受けた者 → これまでの捕獲等に加えて、譲渡し等も手続不要に

■ 目的規定に「生物の多様性の確保」の追加等

● 生物多様性基本法の制定(平成20年)等、生物多様性の保全に対する国民的要請が拡大

【改正内容】・目的規定に「生物の多様性の確保」を明記。

- ・国の責務規定に「科学的知見の充実」の追加
- ・「教育活動等により国民の理解を深めること」の規定
- ・施行後3年を経過した場合の法の見直し規定

野生生物の保護と管理の一層の推進